

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「結果」の措置状況（教育委員会）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
145	IV. 個別の指定管理者制度導入施設 30. 公民館分館 ・収支決算書について 公民館分館の管理に関する基本協定書によると、管理業務に係る経費を他の経費と区分して執行し、その収支を明確にしなければならず(第6条)、また年度の事業報告では管理業務に係る収支の状況を記載しなければならない(第16条)が、各分館の事業報告では多くの指定管理者が管理運営経費を指定管理料と同額と記載している。実際の管理運離経費が指定管理料を上回っているためであるが、管理業務に係る収支を明確にし、指定管理料が必要十分であるか、指定管理量がどのような用途に充当されているかを把握するためには実際の管理運営経費を記載する必要がある。所管課は指定管理者への指導を徹底されたい。	地域教育課	措置済	管理業務に係る収支が明確かつ指定管理料の用途が適正であることを、平成26年度決算時に確認しました。 また、管理運営経費がどのような用途に充当されているかを確認できるよう収支予算書・収支決算書の様式を変更しました。	令和4年3月31日現在
146	IV. 個別の指定管理者制度導入施設 30. 公民館分館 ・証憑類について 公民館分館の管理に関する基本協定書によると、管理業務に係る経費等について、その用途が明らかにした帳簿、書類等を備え、これを事業年度終了後5ねんかんほぞんしなければならないとされている(第11条)。しかし、今回の調査では領収書等の証憑類を紛失した指定管理者が散見された。証憑類は経費の用途を明らかにする書類に含まれるため、所管課は5年間保存するように指導を徹底されたい。	地域教育課	措置済	公民館分館の管理業務に係る経費等の用途を明らかにした帳簿、書類等が保存されていることを、平成26年度決算時に確認しました。また、毎年度指定管理者に対し、証拠書類を5年間保存するよう通知し、注意喚起も行っています。	令和4年3月31日現在
146	IV. 個別の指定管理者制度導入施設 30. 公民館分館 ・指定管理料について 公民館分館の管理運営とは関係のない指定管理料を充当し、自治会費と混同している指定管理者が存在する。あくまでも分館の管理運営費用として指定管理料を充当するよう所管課は指導を徹底されたい。	地域教育課	措置済	指定管理料を他の経費と混同することなく管理運営費用として使用していることを、平成26年度決算時に確認しました。また、毎年度指定管理者に対し、自治会費等別会計との混同が生じないよう指定管理料を適切に使用し、収支報告を行うよう通知しています。さらに、注意喚起も行っています。	令和4年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「結果」の措置状況（教育委員会）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
193	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 42. 黒髪山キャンプフィールド ・指定管理料について 指定管理者が市に提出した平成24年度の事業報告では、指定管理者は指定管理料を全額使用し、過不足なしと報告しているが、実際には指定管理料を全額使用しておらず、小額であるが翌年度に繰り越していた。キャンプフィールドの管理に関する年度協定書では、要した費用が指定管理料に満たないときは返還するものと定められているため、市の返還を求められたい。</p>	生涯学習課	措置済	<p>指定管理者から提出を受けた平成24年度の事業報告において、翌年度に繰越されていた指定管理料については、平成27年3月27日付で指定管理者から返還を受けました。</p> <p>【平成27年9月28日付奈教総第386号にて措置済を報告】</p>	平成27年3月31日現在
194	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 42. 黒髪山キャンプフィールド ・自然体験事業について 指定管理者の代表は、指定管理団体とは別に、市より受託を受けキャンプフィールドで自然体験事業を実施する「くろかみやま自然塾」という団体を作っている。くろかみやま自然塾は、もともとキャンプフィールド運営協議会がキャンプフィールドの指定管理業務の中で自主事業として実施していたが、当該事業を市の事業としたいという市の意向を受け、現在は市からくろかみやま自然塾に委託する形で実施されている。 ・・・中省略・・・ 当該参加料収入はくろかみやま自然塾から市へ納付されていない。市は指定管理者の自主事業ではなく、市が歳入すべきことを認識しているが、歳入欠陥になる可能性があることを理由として収受していない。これは誤りであるため、歳入にするか、委託料で清算されたい。</p>	生涯学習課	措置済	<p>自然体験事業の参加料収入については、平成27年度から市の歳入として処理をいたしました。</p> <p>【平成28年3月29日付奈教総第668号にて措置済を報告】</p>	平成27年9月30日現在
194	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 42. 黒髪山キャンプフィールド ・委託料の精算について くろかみやま自然塾では、平成24年度の事業計画で計7回の開催を予定していたが、天候不良等で中止になったことにより実際には5回しか実施されなかった。事業委託契約書によると、事業計画に基づき委託事業を実施しなければならないとの条項はあるが、計画通りに実施されなかった場合の委託料の返還、精算等の条項がない。そのため、くろかみやま自然塾は精算なしに委託料を全額収受している。 事業計画どおりに実施できない場合に備えて、契約書に委託料の返還、精算条項を入れたうえで契約書を作成されたい。</p>	生涯学習課	措置済	<p>天災等によるやむを得ない事情により、当初計画どおりに事業が実施されなかった場合に備えるため、平成26年度から、委託料の精算条項を明記した契約を締結しました。</p> <p>【平成27年2月24日付奈教総第47号にて措置済を報告】</p>	平成26年9月30日現在